

答 申 第 3 3 2 号
平成22年11月25日

千葉県選挙管理委員会
委員長 土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年11月27日付け千選管第794号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成21年11月4日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成21年10月7日付け千選管第651号

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成21年10月7日付け千選管第651号で行なった行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 現在の千葉県選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書及び当該事務引継書の調製過程が分かる行政文書は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）により作成が義務付けられている極めて重要なもので、廃棄は到底考えられない。したがって存在するはずである。
- (2) 現在の千葉県選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書及び当該事務引継書の調製過程が分かる行政文書の廃棄の事実を立証し得る文書がないようなので、廃棄の事実の疑念が生ずる。また、現在の千葉県選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書及び当該事務引継書の調製過程が分かる行政文書の保存期間「5年」の根拠についての説明が明確でなかった。そもそも現在の千葉県選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書及び当該事務引継書の調製過程が分かる行政文書は本当に作成されたのか、疑念をもってしまう。したがって、現在の千葉県選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書及び当該事務引継書の調製過程が分かる行政文書の不存在決定につき、理由付記義務懈怠の瑕疵がないとはいえない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、平成21年9月7日付けで「現在の選挙管理委員会委員長が引き受けた事務引継書①調製過程の分かるもの②原本」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないため本件決定を行った。

2 行政文書の不存在について

- (1) 本件請求は、選挙管理委員会委員長が自治法第193条において準用する自治法第159条第1項の規定による事務の引継ぎを行う際に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第140条において準用する自治令第124条の規定により調製する書類、帳簿及び財産目録（以下「書類帳簿等」という。）並びにその調製に係る書類の原本の開示を求めたものと解される。

- (2) 本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長は、平成12年12月に選任され、その後、平成16年12月及び平成20年12月と再任されており、同一人物が平成12年12月から継続して、千葉県選挙管理委員会委員長に就任している。
- (3) 自治法第159条に係る行政実例（昭和33年8月7日自丁発第128号）において「任期満了の前に行われた町長選挙において、町長が現職のまま立候補の上当選し、引き続いて町長となった場合においては、当該町長は事務引継をする必要はないと考えるがどうか。」との問いに対し、引継ぎの必要はないとされている。
- (4) この行政実例を参考に、実施機関としては、平成16年12月及び平成20年12月の再任の時に事務の引継ぎは行っていない。よって、本件請求に係る行政文書は不存在として不開示の決定を行った。
- (5) なお、実施機関の本件請求時の委員長が就任した平成12年12月以前の書類帳簿等については、保存期間を経過していたことから書類帳簿等が存在しなかった。
- (6) また、実施機関の行政文書については、千葉県選挙管理委員会行政文書管理規程（平成13年千葉県選挙管理委員会告示第32号。以下「選挙管理委員会文書管理規程」という。）第9条の規定により保存期間の種別が定められ、選挙管理委員会文書管理規程別表の基準に従い保存することとされており、千葉県選挙管理委員会委員長の書類帳簿等については、選挙管理委員会文書管理規程別表の「5年の保存期間」の「6その他5年間保存する必要がある文書」として定めている。
- (7) 書類帳簿等の保存期間について、自治法及び自治令に保存期間についての特段の規定はなく、行政文書の保存は選挙管理委員会文書管理規程に基づいて処理されたものである。よって、本件決定に対し、違法又は不当な点がないことは明らかである。
- (8) 選挙管理委員会文書管理規程では書類帳簿等の保存期間は5年と定めている。平成20年度末に選挙管理委員会文書管理規程を改正し、廃棄記録の保管義務を新たに定めたことから、実施機関としては書類帳簿等の存在を立証する方法がない旨説明しているが、このことをもって、理由付記義務懈怠の瑕疵とはならない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに平成21年10月7日付け千選管第651号を基に審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、第3の1のとおりである。

2 本件請求に係る行政文書の保有について

異議申立人は、本件請求に係る行政文書は、自治法により作成が義務付けられている極めて重要なもので、廃棄は到底考えられず、存在するはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、再任されたときには、事務の引継ぎを行っておらず書類帳簿等を作成していないこと及び平成12年12月に本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書については、保存期間を5年としており、既に保存期間を経過し、廃棄しているため、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに

係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書は保有していないと説明していることから、以下、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書の保有について検討する。

(1) 再任されたときの千葉県選挙管理委員会委員長の事務の引継ぎについて

千葉県選挙管理委員会委員長については、平成12年12月に本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が選任され、平成16年12月及び平成20年12月に再任されていることが認められる。

自治法第159条第1項の規定に基づく事務の引継ぎの必要性の有無については、第3実施機関の説明要旨2(3)で実施機関が説明しているとおおり、任期満了の前に行なわれた町長選挙において、町長が現職のまま立候補の上当選し、引き続いて町長となった場合においては、当該町長は事務の引継ぎをする必要はないと解されていることから、千葉県選挙管理委員会委員長が平成16年及び平成20年に再任された時には事務の引継ぎをしていないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

念のため、事務局職員をして確認したところ、実施機関の事務室及び書庫に平成16年及び平成20年に再任されたときの事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書の存在は確認できなかった。

したがって、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が平成16年及び平成20年に再任されたときに事務の引継ぎは行われていないと認められる。

(2) 本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎ及び当該事務の引継ぎに係る書類帳簿等の作成について

実施機関は、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長は、平成16年及び平成20年に再任されており、当該千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎは、平成12年12月に行われていると説明する。

また、実施機関は、当該事務の引継ぎが行われたことを証明する行政文書は保有していないが、法令上の義務であり、事務の引継ぎを行っていないとは考え難く、書類帳簿等については作成され、保存期間が満了したため廃棄されていると説明する。

自治令第128条では、書類帳簿等について、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもつて代えることができるとされており、特に事務引継用に調製していないこともあり得るものであるが、実施機関は、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等は作成されていると説明することから、以下、当該書類帳簿等は作成されたものとして検討する。

(3) 保存期間について

実施機関が保有する行政文書については、選挙管理委員会文書管理規程第9条の規定により保存期間の種別が定められており、選挙管理委員会文書管理規程第5条第2項に規定される文書管理責任者により管理される。

本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿

等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書は、平成13年千葉県選挙管理委員会訓令第2号による改正前の千葉県選挙管理委員会文書規程（昭和63年千葉県選挙管理委員会訓令第1号。以下「改正前の選挙管理委員会文書規程」という。）第36条の規定により、改正前の選挙管理委員会文書規程別表第三に定める基準に従い、保存期間が決定されているものと認められる。

実施機関は、千葉県選挙管理委員会委員長の任期が4年とされていること等から、千葉県選挙管理委員会委員長の事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書については、5年間保存することが妥当であるとして保存期間を決定していたと説明する。

当審査会が、改正前の選挙管理委員会文書規程別表第三を確認したところ、千葉県選挙管理委員会委員長の事務の引継ぎに係る書類帳簿等について、保存期間が5年であると明示されているとは認められず、また、実施機関が説明する「保存期間は5年間としていた」との事実は確認できない。

しかし、改正前の選挙管理委員会文書規程別表第三では、衆議院議員選挙に関する文書については4年を保存期間とし、参議院議員選挙に関する文書については6年を保存期間としていることが確認できる。

千葉県選挙管理委員会委員長の任期が4年とされていること等から、千葉県選挙管理委員会委員長の事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書については、5年間保存することが妥当であるとして保存期間を決定していたとの実施機関の説明は、不合理であるとまでは言えず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該実施機関の説明は是認できる。

したがって、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程の分かる行政文書について、実施機関は保存期間を5年としていたと認められる。

本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程の分かる行政文書が作成された場合には、改正前の選挙管理委員会文書規程第41条の規定により、整理保存されたものであると認められる。

(4) 本件請求に係る行政文書の保有の状況について

実施機関に再度、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書の保有について確認を行い、実施機関は、これに応じて再度、事務室及び書庫の探索を行い、当該千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書を保有していないことを確認している。

また、事務局職員をして確認したところ、実施機関の事務室及び書庫に当該千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書の存在は確認できなかった。

以上のことから、平成12年12月に行われたと実施機関が説明する当該千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書については、保存期間が満了したため、選挙管理委員

会文書管理規程の規定に基づき廃棄され、実施機関は保有していないと認められる。

(5) 理由の付記について

ア 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）

第12条第3項について

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」としており、条例第12条第1項及び第2項の規定により条例第5条の規定による開示の請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に通知する書面に、不開示の理由を記載することを義務付けている。

イ 本件決定に係る理由の付記について

実施機関は、本件決定について「請求に係る行政文書は保存期間を経過したため、廃棄済みである。」との理由を付記しており、類型的に保有していない理由を具体的に明らかにしている。

異議申立人は、本件請求時の千葉県選挙管理委員会委員長が受けた事務の引継ぎに係る書類帳簿等及び当該書類帳簿等の調製過程が分かる行政文書について「本当に作成されたのか、疑念をもってしまう」ことから「理由付記義務懈怠の瑕疵がないとはいえない」と主張しているが、実施機関が付記した理由は、本件請求に係る行政文書を実施機関が保有していたことを前提とした記載となっており、また、実施機関が本件請求に係る行政文書を保有していないとした理由の合理性について、開示請求者が検討することは十分に可能である。

したがって、本件決定に、条例第12条第3項の定める理由付記の要件を満たさず、取り消さなければならない瑕疵はないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 11. 27	諮問書の受理
22. 1. 5	実施機関の理由説明書の受理
22. 6. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
22. 7. 30	審議
22. 9. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年9月24日現在)